

(気候変動適応に関する情報の提供等)

第58条 県は、気候変動適応の重要性について、県民、事業者および民間団体の理解を深めるため、気候変動適応に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第11章 滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会

(滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会)

第59条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第8条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第60条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第12章 雑則

(顕彰)

第61条 県は、CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する特に優れた取組を行った県民、事業者および民間団体の顕彰を行うものとする。

(指導および助言)

第62条 知事は、県民、事業者および民間団体がCO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組を行う場合において、必要な指導および助言をすることができる。

(報告徴収および立入調査)

第63条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる事業者に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に、これらの事業者の事務所もしくは事業所その他必要な場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、もしくは書類その他の物件を調査させることができる。

(1) 第25条第1項に規定する事業者

(2) 第27条第1項の規定により事業者行動計画を提出した事業者

(3) 第43条第2項に規定する措置を講ずべき事業者

(4) 第44条第1項に規定する事業者

(5) 第46条第1項の規定により自動車管理計画を提出した事業者

(6) 小売電気事業者

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第64条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第25条第3項(第44条第3項および第51条第3項において準用する場合を含む。)もしくは第4項(第27条第2項、第44条第3項(第46条第2項において準用する場合を含む。)および第51条第3項において準用する場合を含む。)の規定による事業者行動計画等の提出をせず、または虚偽の事業者行動計画等の提出をした事業者

(2) 第26条第1項(第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業者行動報告書の提出をせず、または虚偽の事業者行動報告書の提出をした事業者

(3) 第27条第1項の規定による事業者行動計画の提出をした事業者であって、虚偽の事業者行動計画の提出をしたもの

(4) 第43条第2項の規定に違反している事業者

(5) 第45条第1項(第46条第2項において準用する場合を含む。)の規定による自動車管理報告書の提出をせず、または虚偽の自動車管理報告書の提出をした事業者

(6) 第46条第1項の規定による自動車管理計画の提出をした事業者であって、虚偽の自動車管理計画の提出をしたもの

(7) 第52条第1項の規定による再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をせず、または虚偽の再生可能エネルギー電気供給拡大報告書の提出をした小売電気事業者

(8) 前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第65条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(財政上および税制上の措置)

第66条 県は、CO₂ ネットゼロ社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第67条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている改正前の滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(以下「旧低炭素社会づくり条例」という。)第8条第1項に規定する推進計画は、第8条第1項に規定する推進計画とみなす。
- 3 この条例の施行前に旧低炭素社会づくり条例第20条第3項または第22条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第20条第1項に規定する事業者行動計画(同条第4項(旧低炭素社会づくり条例第22条第2項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の事業者行動計画を提出した場合にあっては、当該変更後のものは、第25条第3項または第27条第1項の規定により提出された第25条第1項に規定する事業者行動計画とみなす。
- 4 この条例の施行前に旧低炭素社会づくり条例第38条第3項において準用する第20条第3項または第40条第1項の規定により提出された旧低炭素社会づくり条例第38条第1項に規定する自動車管理計画(同条第3項(旧低炭素社会づくり条例第40条第2項において準用する場合を含む。))において準用する旧低炭素社会づくり条例第20条第4項の規定により変更後の自動車管理計画を提出した場合にあっては、当該変更後のものは、第44条第3項において準用する第25条第3項または第46条第1項の規定により提出された第44条第1項に規定する自動車管理計画とみなす。
- 5 この条例の施行前にした旧低炭素社会づくり条例第47条の規定による勧告は、第64条の規定によりした勧告とみなす。
- 6 この条例の施行前にした旧低炭素社会づくり条例第48条第2項の規定による意見を述べる機会の付与であって、この条例の施行の日の前日までに同条第1項の規定による公表の可否の決定がされていないものについては、第65条第2項の規定によりした意見を述べる機会の付与とみなす。
(滋賀県環境審議会条例の一部改正)
- 7 滋賀県環境審議会条例(平成6年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。
第10条ただし書中「、脱炭素社会の実現に関する審議事項に係る庶務は滋賀県総合企画部において」を削り、「は滋賀県健康医療福祉部」を「は、滋賀県健康医療福祉部」に改める。

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第8号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,277人」を「3,366人」に改め、同項第9号中「72人」を「74人」に改め、同項第9号の2中「1,170人」を「1,188人」に改め、同項第10号中「3,255人」を「3,269人」に、「556人」を「549人」に、「3,811人」を「3,818人」に改め、同号ア中

「2,088人」を「2,076人」に、「358人」を「353人」に、「2,446人」を「2,429人」に改め、同号ウ中「1,128人」を「1,154人」に、「1,256人」を「1,279人」に改め、同号エ中「128人」を「125人」に改め、同項第11号中「8,593人」を「8,709人」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第9号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(8)の6の項エ中(㊦)を(㊧)とし、(㊨)を(㊦)とし、(㊩)を(㊨)とし、(㊪)の次に次のように加える。

(㊫) 法第27条の規定による許可証の交付の申請の受付

別表(47)の項ハ中「第60条」を「第60条第1項」に改め、同表(48)の項セ中「第60条」を「第60条第1項および第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表(8)の6の項エの改正規定は、公布の日から施行する。

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第10号

滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(㊱)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(㊱)とし、(㊲)を(イ)とする。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号アおよびイを削る。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える。

(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第11号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

付則第5項を付則第6項とし、付則第4項を付則第5項とし、付則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整

額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(以下この項において「特別職給与条例」という。)第2条第1項に規定する知事等の期末手当の額は、第1条の規定による改正後の特別職給与条例第2条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、特別職給与条例等(特別職給与条例、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)もしくは滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)または滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例をいう。以下この項において同じ。)の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員等(特別職給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 次号および第3号に掲げる職員等以外の職員等 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イおよびウに掲げる職員等以外の職員等 127.5分の15
 - イ 滋賀県職員等の給与等に関する条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15
 - ウ 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第6条第1項に規定する特定任期付職員、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)第5条第1項に規定する第1号任期付研究員もしくは同条第2項に規定する第2号任期付研究員または滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例もしくは滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の適用を受ける職員等 167.5分の10
 - (2) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員等をいう。) 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員等以外の職員等 72.5分の10
 - イ 特定幹部職員 62.5分の10
 - (3) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。) 127.5分の5

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第12号

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第34条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第37条第2項の表第20条第2項の項中欄中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

(滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(1) 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第8号)第8条第2項および第3項

(2) 滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年滋賀県条例第9号)第6条第2項

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の滋賀県職員等の給与等に関する条例(以下この項において「新給与条例」という。)第20条第2項(同条第3項、第2条(第1号に係る部分に限る。))の規定による改正後の滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項もしくは第2条(第2号に係る部分に限る。))の規定による改正後の滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合または新給与条例第34条第2項もしくは第37条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)および滋賀県職員等の給与等に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第20条第4項(新給与条例第37条第2項において読み替えて準用する場合または滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号。以下この項において「育児休業条例」という。))第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5項(新給

与条例第34条第2項もしくは第37条第2項において読み替えて準用する場合または育児休業条例第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)もしくは第6項(新給与条例第34条第2項もしくは第37条第2項において準用する場合または育児休業条例第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第26条第1項(給与条例第40条第4項において準用する場合を含む。)、第2項、第3項、第5項もしくは第7項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))もしくは第40条第2項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)第4条第1項または滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、給与条例等(給与条例、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)、滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)もしくは滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)または滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)をいう。以下この項において同じ。)の規定により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員等(給与条例等の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号および第3号に掲げる職員等以外の職員等 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イおよびウに掲げる職員等以外の職員等 127.5分の15

イ 新給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員もしくは同条第2項に規定する第2号任期付研究員または滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例もしくは滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の適用を受ける職員等 167.5分の10

(2) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員等をいう。) 次に掲げる職員等の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員等以外の職員等 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(3) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。) 127.5分の5

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第13号

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

第50条第1項中「第2条第6項に規定する基幹統計調査および同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する」を「第52条各号に掲げる」に、「ならびに」を「および」に改め、「県統計調査に係る」の右に「同法第2条第11項に規定する」を加え、同条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」を「個人情報の保護に関する法律」に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第14号

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の3.8」を「10,000分の3.5」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第15号

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年滋賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「同条第2項」の右に「および第4項」を加える。

付則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第16号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第34号中「7,000円」を「10,400円」に改め、同項第56号中「2,100円」を「2,700円」に改め、同項に次の1号を加える。

(90) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料 別表第71に定める額
別表第46(11)の項ア中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同項イ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表(15)の項ア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項イ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項ウおよびエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項オ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改める。

別表第50(3)の項中「7,000」を「8,200」に改める。

別表第55(7)の項ウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表(9)の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表(20)の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

別表第56(8)の項中「第60条」を「第60条第1項または第2項」に改める。

別表第57注2中「35歳」を「25歳」に、「(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)」を「であつて、次の各号のいずれにも該当するもの」に改め、同表注2に次の各号を加える。

- (1) 技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者でないこと。

別表第70の次に次の1表を加える。

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3	円

<p>年法律第34号。以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合</p> <p>イ 認定を受けようとする畜舎等に特例畜舎等以外の畜舎等(以下この表において「大規模畜舎等」という。)がある場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>6,000</p> <p>236,000</p> <p>296,000</p> <p>456,000</p> <p>756,000</p>
<p>(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合</p> <p>イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>同</p>	<p>6,000</p> <p>23,000</p> <p>32,000</p> <p>45,000</p> <p>58,000</p> <p>97,000</p> <p>146,000</p> <p>236,000</p> <p>296,000</p> <p>456,000</p> <p>756,000</p>
<p>(3) 法第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料</p>	<p>同</p>	<p>120,000</p>
<p>(4) 法第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡および譲受けの認可の申請に対する審査の手数料</p>	<p>同</p>	<p>6,000</p>
<p>(5) 法第10条第2項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査の手数料</p>	<p>同</p>	<p>6,000</p>
<p>(6) 法第10条第3項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査の手数料</p>	<p>同</p>	<p>6,000</p>
<p>(7) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則</p>		

(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号)第48条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同	25,000
--	---	--------

注1 (1)の項および(2)の項の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 大規模畜舎等の新築をする場合 当該新築に係る大規模畜舎等の床面積
- (2) 大規模畜舎等の増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為をする場合 当該増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為に係る部分の床面積
- (3) 特例畜舎等の増築または改築をする場合（増築または改築後の畜舎等が大規模畜舎等に該当することとなる場合に限る。） 当該増築または改築に係る特例畜舎等の当該増築または改築後の床面積

2 (1)の項の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）または(2)の項の変更の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）であつて規則で定める書面の添付がなされたものに係る手数料の額は、6,000円とする。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第56号の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1号中「、第88号および第89号」を「および第88号から第90号まで」に改める。

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第17号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

(5) 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	別表第7第1項の表(12)の項セに定める警察関係事務手数料	指定講習機関
-------------------------------	-------------------------------	--------

別表第6(7)の項中「1,800円」を「1,600円」に改める。

別表第7第1項の表(2)の項中「第91条」の右に「または第91条の2第2項」を加え、同表(4)の2の項中「第97条の2第1項第3号イ」の右に「もしくはロ」を加え、「検査手数料」を「認知機能検査手数料」に、「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

(4)の3 法第97条の2第1項第3号イもしくはハまたは第	運転技能検査手数料	3,550円
-------------------------------	-----------	--------

(法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	
ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円(当該講習が府令第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)
セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円

シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	
(フ) 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	6,450円
(イ) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	2,900円
ス 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円(当該講習が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)
セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間につき2,250円
ソ 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円

に改め、同表(13)の項中「また

は第13号」を「、第13号または第14号」に改め、別表第7第2項の表(11)の項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同表(12)の項を次のように改める。

(12) 法第108条の2第2項の規定に基づく講習の受	
-----------------------------	--

講料	
ア 特定任意講習	同 1,350 円
イ 特定任意高齢者講習	
(ア) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イおよびハに掲げる者ならびに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	同 6,450 円
(イ) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イもしくはハに掲げる者または法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)または第一種運転免許もしくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	同 2,900 円

付 則

- この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表第6の改正規定および次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。
別表第3号中「別表第1から別表第6まで、別表第7(同表第2項の表(1)の項に規定する手数料を除く。)および別表第8から別表第13まで」を削る。

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第18号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第5項中「790」を「1,090」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第19号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設

備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

- (1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第24号)付則第4項
- (2) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第3号)付則第2項

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第20号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第4号中「児童等」を「児童」に改める。

別表第10第2項第1号イ(ウ)中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第4号イ(ウ) d (c) およびウ(ウ) e (c) 中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第21号

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例(平成11年滋賀県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第1項の規定に基づき、」を削り、「を視覚障害者」を「(点字刊行物、録音物その他各種情報を記録した物であって、視覚障害者等の利用に供するために作成されたものまたは視覚障害者等の利用に適したものをいう。次条および第4条において同じ。)を視覚障害者等」に改める。

第2条第1号中「視覚障害者用の点字刊行物(録音物を含む。以下同じ。)」を「点字刊行物等」に改め、「閲覧」の右に「その他の利用」を加え、同条第2号中「視覚障害者用の点字刊行物」を「点字刊行物等」に改める。

第4条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中「点字刊行物の閲覧」を「点字刊行物等の閲覧その他の利用」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第22号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例(昭和44年滋賀県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表政令第7条第8号に掲げる施設、政令第7条第9号に掲げる施設、政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場、政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物、政令第7条第12号に掲げる器具および政令第7条第13号に掲げる施設の項を次のように改める。

政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	地下(トンネルの地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			